

## 別記 1

食料産業・6次産業化交付金事業の事業実施主体となりうるのは次のとおりとする。

事業の名称		事業実施主体
1	6次産業化の推進支援事業	農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、市町村、6次産業化・地産地消推進協議会のうち市町村が組織するもの（以下「市町村協議会」という。）又は市町村協議会の構成員及び法人格を有さない団体であって北海道知事が農林水産省北海道農政事務所長と協議の上特に認める団体（以下「特認団体」という。）
2	地域での食育の推進事業	市町村、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、特殊法人、認可法人、公社、独立行政法人及び特認団体
3	6次産業化施設整備事業	<p>○ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化・地産地消法」という。）第5条の規定に基づく認定又は第6条の規定に基づく変更の認定を受けた総合化事業計画（以下「認定総合化事業計画」という。）に係る取組を実施する農林漁業者の組織する団体</p> <p>○ 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第4条の規定に基づく認定又は第5条の規定に基づく変更の認定を受けた農商工等連携事業計画（以下「認定農商工等連携事業計画」という。）に係る取組を実施する農林漁業者の組織する団体</p>
	（1）農林水産物等の加工、流通、販売等のために必要な施設	
	（2）総合化事業又は農商工等連携事業の取組に不可欠な農林水産物等の生産を自らが行うために必要な施設等	
	（3）食品等の加工・販売のために必要な施設	農商工等連携促進法第4条の規定に基づく認定農商工等連携事業計画に係る取組を実施する中小企業者
4	食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備（緊急対策）事業	食品製造者、食品流通事業者、中間加工事業者等であり、次のいずれかに該当する者（法人格を有する農林漁業者又はそれらの組織する団体が、製造・加工、流通等の事業を行う場合も含む） ○ 法人 ○ 地方公共団体 ○ 上記のほか、本事業の実施者として、北海道が適当と認める者

## 別記 2

戦略策定市町村に所在する事業実施主体の取組であって、市町村戦略に基づいて行われる取組（当該市町村区域内で生産される農林水産物及び当該農林水産物の副産物を活用した取組として当該市町村が認めるものに限る。）。

### 別記3

新商品開発・販路開拓の実施に要する経費のうち、学校、病院、福祉施設その他の施設において提供される給食における導入実証の取組。

### 別記4

次の機関が貸付等を行う資金及び法律又は地方公共団体の条例等に基づいて貸付等を行う資金とする。

農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、農林中央金庫、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、銀行、信用金庫、信用協同組合、都道府県、市町村

### 別記5

- 1 中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）第2により、北海道が中山間地農業の振興を図るために策定する「地域別農業振興計画」に基づき、かつ、事業実施計画において、地域外での販路の確保、交流人口の増加、雇用の確保等の地域経済への波及効果を及ぼす取組について、具体的な目標値を設定して取り組む事業。
- 2 市町村戦略に基づいて行われる取組であり、かつ、地域経済への波及効果を及ぼす等公益の増進に寄与する取組として当該市町村戦略を策定した協議会又は当該市町村が認める事業。
- 3 認定総合化事業計画又は認定農工商等連携事業計画において、本事業による施設等の整備を契機として、障がい者等（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障がい者、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第1項に規定する生活困窮者及び介護保険法（平成9年法律第123号）第27条の規定により要介護認定を受けた者をいう。以下同じ。）を新たに雇用（本事業により整備した施設等に関連した業務に従事する者に限る。）することが定められており、かつ、六次産業化・地産地消法第5条の規定に基づく認定若しくは第6条の規定に基づく変更の認定又は農工商等連携促進法第4条の規定に基づく認定若しくは第5条の規定に基づく変更の認定を受けた日から起算して2年を経過する日までに障がい者等を雇用することが確実であると認められる事業。

### 別記6

- 1 6次産業化施設整備事業における事業実施主体に交付する補助金の額は、以下の（1）から（3）のうち最も低い額を限度とする。
  - （1）補助の対象となる経費に補助率を乗じて得た額
  - （2）補助の対象となる経費に充てるために貸付等を行う資金の額
  - （3）補助の対象となる経費から（2）の額及び地方公共団体等による助成金の額を控除して得た額
- 2 1に定める方法により算出された額が1億円を超えるときは、1の定めに関わらず1億円以内とする。ただし、次の（1）から（3）の要件を全て満たす場合であって、業務用需要に応じた一次加工品等の事業者間の取引（以下、「BtoB」という。）において、その取引先が求める独自の品質及び衛生管理の規格又は基準（HACCPの認証機関が定める認証基準を上回るものに限る。）に対応するために必要不可欠な機械の整備に要する掛かり増しの経費に限り、2億円の範囲内で上乗せすることができる。
  - （1）認定総合化事業計画又は認定農工商等連携事業計画に定める目標年度において、本事業におけるBtoBに供するものの取扱量又は取扱金額が50パーセントを超える計画であること。
  - （2）取引先が求める独自の品質及び衛生管理の規格又は基準（HACCPの認証機関が定める認証基準を上回るものに限る。）に対応するために必要不可欠な機械の整備に要する掛かり増しの経費が明確であること。
  - （3）事業実施計画に、本事業における一次加工品等の製造過程について、HACCPに関する第三者認証を取得することが明記されていること。

## 別記7

掛かり増し分とは、工事費、実施設計費及び工事雑費のうち、輸入条件への対応や輸出向けHACCP等の認定・認証取得を行う場合の経費から、輸入条件への対応や輸出向けHACCP等の認定・認証取得を行わなかった場合の経費を差し引いた金額とする。

なお、掛かり増し分を明確に区分することが困難である施設（冷凍・冷蔵保管施設、異物混入を回避するための施設等）の新設については、基礎及び上屋（建物部分）を除く内部の施設整備に係る費用を掛かり増し分とみなす。

## 別記8

- 1 不動産取得に関する経費
- 2 事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- 3 既存施設の取壊し及び撤去に係る経費
- 4 交付決定前に支出される経費（ただし、交付決定前着手届の対応をしたものを除く。）
- 5 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）
- 6 その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

## 別記9

- 1 本事業の業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、賞与、退職金その他各種手当）
- 2 通常の生産活動のための設備投資費用、パソコンやサーバーの購入費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- 3 飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
- 4 海外バイヤー等の招へい等の販売促進費用

## 別記10

輸出先国の規制等への対応を行うため、次に定める輸出向けHACCP等の認定・認証を取得する場合（既に輸出向けHACCP等の認定・認証を取得している事業者が、認定・認証範囲の追加等を行う場合を含む）。

- (1) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第17条に基づく適合施設の認定取得を行う場合
- (2) 輸出に対応するために必要な次の認証取得を行う場合
  - ア ISO22000、GFSI承認規格（FSSC22000、SQF、JFS-C等）、FSMA（米国食品安全強化法）への対応、ハラール・コーシャ
  - イ JFS-B、有機JAS等
  - ウ ア又はイに定める輸出向けHACCP等の認定・認証を既に取得している事業者であり、次の認定・認証範囲の追加等を行う場合
    - (ア) 認定・認証品目の追加
    - (イ) 認定・認証製造ライン等の追加・変更
    - (ウ) 認定・認証対象エリア等の追加・変更

## 別記11

中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法第154号）第2条で規定される中小企業者または小規模企業者ことをいう。）及び法人格を有する農林漁業者又はそれらの組織する団体（製造・加工、流通等の事業を行う場合に限る）が別記10以外に取り組む場合

## 別記12

- 1 食品産業・6次産業化交付金実施要綱（平成30年3月30日付け29食産第5353号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業の場合は、1事業申請当たり、3億円を上限とし、500万円を下限とする。
- 2 6次産業化市場規模拡大対策整備交付金のうち食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業実施要綱（令和2年1月30日付け元食産第4500号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業の場合は、1事業申請当たり、5億円を上限とし、250万円を下限とする。

## 別記13

支援対象者に対する支援の上限額は、以下のとおりとする。

- (1) 支援対象者が個別にコンサルタントの指導を受ける場合

認証の種類に関わらず、支援額の上限を下表のとおり定める。

認証の種類	助成額の上限
1 JGAP家畜・畜産物（農場HACCPとの差分審査）	70千円
2 JGAP家畜・畜産物（差分審査以外）	
3 GLOBALG. A. P.	

（注1）上限額は、諸費用及び旅費を含むものとし、税抜き額とする。

（注2）助成回数は生産者ごとに1回限りとする。

- (2) 複数経営体により構成される団体である支援対象者が個別にコンサルタントの指導を受ける場合

認証の種類に関わらず、支援額の上限を下表のとおり定める。

認証の種類	助成額の上限
1 JGAP家畜・畜産物（農場HACCPとの差分審査）	70千円×（団体の構成員数の平方根＋2）
2 JGAP家畜・畜産物（差分審査以外）	
3 GLOBALG. A. P.	

（注1）上限額は、諸費用及び旅費を含むものとし、税抜き額とする。

（注2）助成回数は1団体ごとに1回限りとする。

（注3）団体の構成員数の平方根については、小数点以下切り上げとする。

## 別記14

- 1 支援対象者に対する支援の上限額は以下のとおりとする。ただし、農業の専門学科を有する教育機関については上限額を設定しないものとする。

### 2 上限

- (1) 個別に認証を取得する場合

支援対象者が個別に認証を取得する場合には、認証の種類ごとに、支援額の上限を下表のとおり定める。

認証の種類	支援額の上限
1 JGAP家畜・畜産物（農場HACCPとの差分審査）	60千円
2 JGAP家畜・畜産物（差分審査以外）	150千円
3 GLOBALG. A. P.	450千円

（注1）上限額は、諸費用及び旅費を含むものとし、税抜き額とする。

- (2) 団体に認証を取得する場合

支援対象者が複数経営体により構成される団体等の場合には、認証の種類ごとに、支援額の上限を下表のとおり定める。

認証の種類	支援額の上限
1 JGAP家畜・畜産物（農場HACCPとの差分審査）	60千円×（団体の構成員数の平方根＋2）
2 JGAP家畜・畜産物（差分審査以外）	150千円×（団体の構成員数の平方根＋2）
3 GLOBALG. A. P.	450千円×（団体の構成員数の平方根＋2）

（注1）上限額は、諸費用及び旅費を含むものとし、税抜き額とする。

（注2）団体の構成員数の平方根については、小数点以下切り上げとする。

### 別記15

補助対象経費の限度額は、次の表に掲げる基準額に実施年数を乗じた額から、前年度までに執行した補助対象経費の累計額を減じた額とする。

農業生産基盤整備事業等の受益面積区分	基準額
60ヘクタール未満	1,500千円
60ヘクタール以上200ヘクタール未満	2,000千円
200ヘクタール以上	4,000千円

### 別記16

補助対象経費の限度額は、水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知。）別記1の別表2の区分の欄の1から3までの事業に係る総事業費に次に定める交付割合を乗じて得た額から、前年度までに執行した補助対象経費の累計額を減じた額とする。

区 分	交付割合	集約化加算に該当する場合の交付割合	
水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知。）別記1の別表3に定める中心経営体集積率	55%以上65%未満	0.055	0.065
	65%以上75%未満	0.065	0.085
	75%以上85%未満	0.075	0.105
	85%以上	0.085	0.125

注 集約化加算に該当する場合は、中心経営体の経営等農用地面積の80%以上を集約化する場合をいう。

### 別記17

補助対象経費の限度額は、水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知。）別記1の別表2の区分の欄の1から3までの事業に係る総事業費の2パーセントに相当する額から、前年度までに執行した補助対象経費の累計額を減じた額とする。

### 別記18

離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島をいう。以下同じ。）、特別豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。）、振興山村（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。）、半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。）、過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる地域を含み、平成12年度から平成16年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条又は第7条の規定により特定市町村とみなされる地域を含む。）をいう。以下同じ。）、特定農山村地域（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。以下同じ。）、急傾斜畑地帯（受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地域を除く。）をいう。以下同じ。）又は指定棚田地域（棚田地域振興法（令和元年度法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域をいう。以下同じ。））において行うものである場合

### 別記19

消費・安全対策事業のうち（1）畜産振興総合対策事業（地域衛生管理体制整備事業）のイ整備事業に係る事業の補助対象者は、次の表に掲げる者とする。

事業内容	補助対象者
（1）地域における車両消毒設備整備	市町村 農業協同組合

(2) 野生動物侵入防止柵整備	<p>農事組合法人          農業協同組合連合会          中小企業等協同組合 ((1) に限る。)          協業組合であって中小企業者のみを組合員としているもの ((1) に限る。)          自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体          北海道知事が農林水産省北海道農政事務所長と協議して適当と認める団体 (以下「特認団体」という。)          生産者の組織する団体</p> <p>ただし、(2) については、市町村を除き、整備しようとする畜産経営体が直接所属するものに限る。</p>
-----------------	---

**別記20**

消費・安全対策事業のうち (2) 農業生産資材安全使用等総合推進事業 (ヘプタクロル等残留対策事業・農薬適正使用推進事業) に係る事業の補助対象者は、次の表に掲げる者とする。

事業内容	補助対象者
(1) 農薬の安全使用の推進	市町村
(2) 実態把握を通じた原因究明及びリスク管理措置の評価・検証	農業協同組合 農事組合法人
(3) 農薬残留確認調査等の実施	農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 特認団体
(4) 農薬登録に必要な試験の信頼性確保に係る適正実施に向けた試験従事者等への研修	営農集団 ((1) から (3) に限る。) 一般社団法人又は一般財団法人 ((4) に限る。) 公益社団法人又は公益財団法人 ((4) に限る。) 独立行政法人 ((4) に限る。) 民間事業者 ((4) に限る。)

**別記21**

全道の区域にわたる事業を行う団体における交付申請書の提出先は、次のとおりとする。

- (1) 消費・安全対策事業のうち畜産振興総合対策事業 (地域衛生管理体制整備事業) にあつては、農政部生産振興局畜産振興課
- (2) 消費・安全対策事業のうち農業生産資材安全使用等総合推進事業 (ヘプタクロル等残留対策事業・農薬適正使用推進事業) にあつては、農政部生産振興局技術普及課